



鳥取県公報

令和6年1月9日（火）
第9560号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（1）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（2）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（3）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（4）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県資源管理方針の変更（5）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 3
	令和6管理年度におけるまあじ及びかたくちいわし対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量 （6）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	公共測量の終了（2件）（7・8）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6
	河川法による工作物の撤去（9）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・ 6
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（10）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 7
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局倉吉厚生病院東口店	倉吉市東巖城町173-1	令和5年12月1日

鳥取県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
有限会社アオト薬局	米子市榎原1888-6	あさがお薬局	米子市榎原1888-6	居宅療養管理指導	令和5年9月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
有限会社アオト薬局	米子市榎原1888-6	あさがお薬局	米子市榎原1888-6	介護予防居宅療養管理指導	令和5年9月1日

鳥取県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団岡空医院	米子市糺町一丁目25	平成31年4月30日

鳥取県告示第4号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県住生活総合調査拡大調査
- 2 調査の目的
居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に把握し、5年毎に見直している「鳥取県住生活基本計画」の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の住宅・土地統計調査（令和5年に総務省統計局が行う住宅・土地統計調査をいう。以下同じ。）の調査対象世帯
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 報告者の属性
 - イ 居住する住宅の現状
 - ウ 空き家に関する内容について
 - (2) その基準となる期日
令和5年12月1日
- 5 報告を求める者
住宅・土地統計調査の対象となった県内市町村の調査区（国土交通省が実施する住生活総合調査の対象となった調査区を除く。）の調査対象名簿から無作為に抽出した約7,500世帯
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県が郵送により報告者へ調査票を配布し、同封の返信用封筒にて回収を行う。
- 7 報告を求める期間
令和6年1月中旬から3月中旬まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針	第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針

針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-6 かたくちいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「別紙2-22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1・別紙1-2) 略

(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まあじ漁業

(1)・(2) 略

第3・第4 略

(別紙1-4)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県するめいか漁業

(1)・(2) 略

第3・第4 略

(別紙1-5)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1)・(2) 略

第3・第4 略

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)(以下単に「かたくちいわし」という。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「別紙2-22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1・別紙1-2) 略

(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まあじ漁業

(1)・(2) 略

第3・第4 略

(別紙1-4)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県するめいか漁業

(1)・(2) 略

第3・第4 略

(別紙1-5)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1)・(2) 略

第3・第4 略

<p><u>イの対象とする漁業に係る漁業者が、かたくちいわしの採捕を行う水域</u></p> <p><u>イ 対象とする漁業</u> 鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業</p> <p><u>ウ 漁獲可能期間</u> 周年</p> <p><u>(2) 漁獲量の管理の手法等</u> 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。</p> <p><u>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> 全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分する。</p> <p><u>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> かたくちいわしのうち、しらす（かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</p> <p><u>第5 その他資源管理に関する重要事項</u> 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に規定するステップアップ管理を行う。</p> <p>（別紙2-1～別紙2-16） 略</p> <p>（別紙2-17） 第1 水産資源 しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のもの）のことをいう。）</p> <p>第2～第4 略</p> <p>（別紙2-18～別紙2-22） 略</p>	<p>（別紙2-1～別紙2-16） 略</p> <p>（別紙2-17） 第1 水産資源 しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらすのことをいう。）</p> <p>第2～第4 略</p> <p>（別紙2-18～別紙2-22） 略</p>
--	---

2 変更年月日

令和5年12月18日

鳥取県告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）のまあじ及びかたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう。）の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準
鳥取県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数

鳥取県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業地域 八頭郡智頭町大字駒帰
- 3 終了年月日 令和5年11月29日

鳥取県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地図修正（修正数値図化））
- 2 作業地域 中海周辺（米子市及び境港市）
- 3 終了年月日 令和5年12月15日

鳥取県告示第9号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月9日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和6年2月9日までに当該工作物を二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
船	1隻	東伯郡湯梨浜町大字赤池89-5地先（橋津川左岸）、同大字106-7地先（橋津川右岸）、同大字26-1地先（橋津川左岸）及び同町大字上橋津23-4地先（橋津川右岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
タイヤ	10本	
梯子	2台	
その他の係留工作物	多数	

- 2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第10号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市及び西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和6年1月29日から同年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び日吉津村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月9日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	鳥取市八坂21-1	鳥取市長谷字猿ヶ瀬773-1ほか3筆	建設発生土処理場、土砂採取場及び資材置場の設置	17.8877ヘクタール	16.5713ヘクタール	8.5271ヘクタール	令和5年12月20日から 令和10年3月31日まで	令和5年12月20日